

様式第3号（第5条関係）

指令第25号

許 可 証

住 所 常滑市字大流天竺口15番地
氏 名 市田建設 株式会社
代表取締役 市 田 浩 樹

常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定により次の条件を附し、一般廃棄物処理業を許可する。

令和2年4月1日

常滑市長 伊 藤 辰 矢



- 種 類 事業所から排出される一般廃棄物（木くず・刈草・剪定枝含む）の収集運搬
- 許可区域 常滑市内全域
- 搬入先 クリーンセンター常武
その他協議した場所
- 有効期間 自令和2年4月1日
至令和4年3月31日
- 許可条件 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、常に衛生的に処理すること。
② 収集運搬する際は、飛散しないように万全の措置を講ずること。
③ 施設利用の際は、職員の指示に従うこと。
④ 四半期ごとに処理業務実績報告書を提出すること。
- その他

